

# 蓮田市第 6 次総合振興計画策定方針（案）

## 1 趣旨

総合振興計画は、地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための重要な指針を、長期的な展望に基づいて定めたもので、市政運営の最も基本となる計画です。

本市では、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間を計画期間として、第 5 次総合振興計画を策定し、市の将来像「四季かおる つながり 安心 活きるまち」の実現を目指してまちづくりを進めてきました。第 5 次総合振興計画は、令和 9 年度に目標年次を迎えますが、蓮田市を取り巻く環境や社会情勢は目まぐるしく変化しています。

このため、先行き不透明な時代における、不測の事態や社会変化にも対応できる新たな計画を可及的速やかに策定し、いち早く第 6 次総合振興計画の下で、市民との協働により総合的かつ計画的にまちづくりを推進していくことを目指します。

## 2 基本構成

(1) 基本構想 10 年間（令和 9 年度～令和 18 年度）

蓮田市が目指す将来像や理念など、基本的な考え方を示すものです。

(2) 基本計画 5 年間（前期 5 年間・後期 5 年間）

基本構想に掲げた施策の基本方針に基づき、取り組むべき施策を総合的に示すものです。

(3) 実施計画 3 年間（毎年度見直し）

基本計画に示した施策に紐づく具体的な事業を定めるものとして、基本構想・基本計画を踏まえ別途作成します。

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	
基本構想 (10 年間)	基本構想：令和 9～18 年度										次 期 総 合 振 興 計 画	
基本計画 (各期 5 年間)	前期：令和 9～13 年度					後期：令和 14～18 年度						
実施計画 (各期 3 年間)	1：令和 9～11 年度		2：令和 10～12 年度		3：令和 11～13 年度			毎年度見直し				

### 3 基本的な考え方

第6次総合振興計画の策定に当たっては、次の事項を基本的な考え方として計画策定に取り組みます。

#### (1) 柔軟性の高い計画づくり

第5次総合振興計画との連続性に留意しつつ、時々刻々と変化する社会情勢に対応できる柔軟な計画づくりを行います。

#### (2) 市民協働による計画づくり

審議会や市民アンケート、小中学生アンケート、市民会議、パブリックコメントの実施など、市民参画の機会を多様な形で設けることにより、市民の視点を取り入れた計画を策定します。

#### (3) 分かりやすい計画づくり

将来を見据え、何に重点的に取り組むのか、戦略的に実施していく施策が分かりやすい計画づくりを行います。

### 4 策定体制

市議会をはじめ、審議会や市民会議、市民アンケートなど、幅広い市民の声の反映に努めた体制を構築し、計画策定に取り組みます。

#### (1) 市民参加

##### ・市民アンケート

無作為抽出した18歳以上の市民4,000人を対象に、アンケートを実施します。日常生活における市民意識や市に対するニーズや期待について伺い、計画策定に活用します。

##### ・市民会議

高校生以上の市民等約30人を対象として、ワークショップ形式の市民会議を開催します。市民が考える地域の将来像を把握し、実現のための取組み方策を市民とともに考え、計画策定に活用します。

##### ・小中学生アンケート

市民アンケートの対象にならない子どもたちの意識を把握するため、市内の小学校5・6年生及び中学2年生を対象としてWebアンケートを実施し、蓮田市の未来を担う子どもたちの声を計画策定に活用します。

##### ・パブリックコメント

市民をはじめ、専門的な知識や経験を有する方など、より広く多くの様々なご提案やご意見を計画策定の参考とするため、素案について、パブリックコメントを実施します。

## (2) 議会

### ・蓮田市議会

総合振興計画は、蓮田市基本構想及び基本計画を議会の議決すべき事件として定める条例（平成29年3月22日条例第1号）に基づき、市議会の議決を得るものとされています。策定過程において、適宜、市議会に報告等を行います。

## (3) 諮問機関

### ・蓮田市総合振興計画審議会

蓮田市総合振興計画審議会条例（昭和46年9月22日条例第20号）に基づき、学識経験のある者、公共的団体の長が推薦する者、公募に応じた市民など10人以上で構成する総合振興計画審議会を設置します。総合振興計画審議会は、市長の諮問に応じ蓮田市総合振興計画の策定に当たり、必要な調査及び審議を行います。

## (4) 庁内体制

### ・蓮田市総合振興計画策定委員会

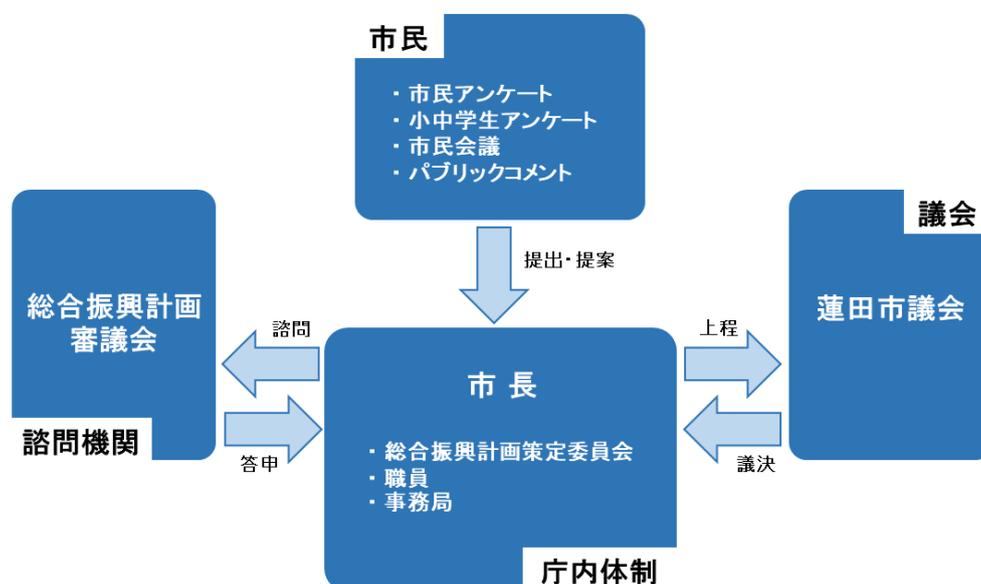
市長、副市長、教育長、部長級職員を構成員とする総合振興計画策定委員会を設置し、計画に関する調査・研究及び素案の策定を行います。

### ・職員

第5次総合振興計画の達成度等を暫定評価するとともに、第6次総合振興計画策定に向けた基礎資料の作成を行います。総合振興計画が市政運営の根幹となる重要な計画であることを全ての職員が理解し、計画策定の考え方や進捗状況を共有することで、全庁的な体制で計画策定に臨みます。

### ・事務局

総合政策部政策調整課に事務局を置き、計画策定に係る全般の調整及び庶務を行います。また、計画策定のために必要な専門知識やノウハウを有する民間コンサルタントを活用します。



## 5 策定スケジュール

第6次総合振興計画は、総合振興計画審議会の答申を受け、令和8年度中に市議会へ上程し、議決を得ることを目標にします。

### (1) これまでの取組み

- 令和6年 7月 総合振興計画審議会委員委嘱
- 12月 第6次総合振興計画作成業務委託費（継続費）議決
- 令和7年 3月 株式会社コーエイリサーチ&コンサルティングと委託契約を締結

### (2) 今後の予定

#### ■第6次総合振興計画策定スケジュール(案)

	令和7年度 2025				令和8年度 2026			
	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)	第1四半期 (4～6月)	第2四半期 (7～9月)	第3四半期 (10～12月)	第4四半期 (1～3月)
庁内体制	策定方針調整		素案調整		議案上程		入稿 納品	
市民参加	市民アンケート		市民会議		パブリックコメント			
総合振興計画 策定委員会	策定方針等 検討		構成案 検討		市民参加 結果報告		素案検討	
総合振興計画 審議会	策定方針等 決定・諮問		構成案 審議		市民参加 結果報告		素案審議	
市議会	策定方針等 報告		市民参加 結果報告		素案報告等		素案報告等 議案審査	